

第 368 号丹波市商工会FAXレター

2023/2/8 発行

丹波市中小企業者への原油価格等高騰対策支援 第2弾

エネルギー価格の高騰の影響を受け、厳しい状況に直面している中小企業者を支援するため、その事業の用に供するための燃料費等の一部を支援します。

制度の詳細や申請書等は丹波市ホームページをご覧ください。

【対象期間】 令和4年7月から令和4年12月（6ヶ月間）

【対象経費】 事業用資産に係る燃料費

ガソリン、軽油、灯油、重油、液化石油ガス、電気の購入又は利用代金）

【申請期限】 令和5年2月28日（火）必着 ※締切が近づいています！



税理士による個別相談会のお知らせ

確定申告に関する無料相談会を下記の日程で開催いたします。事前予約が必要ですので、ご希望の方は、希望する日時を商工会へご連絡ください。

※なお、先着順で受付いたしますので、ご希望の時間に添えない場合もございます。

【開催日】

【税理士】

【開催日】

【税理士】

①2月20日（月） 芦田 宏美 税理士

②2月24日（金） 荻野 広 税理士

③3月1日（水） 中尾 仁志 税理士

④3月2日（木） 須原 敬二 税理士

⑤3月6日（月） 足立 和彦 税理士

⑥3月8日（水） 山田 潔 税理士

【相談時間】 <1事業所60分>

①10:00~ ②11:00~ ③13:00~ ④14:00~ ⑤15:00~

【問合せ】 第二経営支援課 西山 TEL:82-3476



月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

令和5年4月から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

【令和5年3月31日まで】

【令和5年4月1日から】

	1ヶ月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

	1ヶ月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

※令和5年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引上げ対象となります。